

わーど こらぼ ふえすた
 ワールド・コラボ・フェスタ2022
 ぶっぴんはんばい がいどらいん がいようばん
物品販売のガイドライン(概要版)



わーど こらぼ ふえすた
 ワールド・コラボ・フェスタでは、すべてのぶっぴんはんばい物品販売については、ほけんじょ保健所およびおアシス21 へのしんせい申請が
 あらかじめ必要です。安全で安心して楽しんでいただけるフェスタにするため、ルールを必ずお守りく
 ださいますよう、お願いいたします。また、ルールを守っていただけない場合、当日であってもしゅつてん
 中止していただくことがあります。

物品販売の流れ

がつしじょうじゆん 7月上旬～	しんせいしよていしゆつ 申請書提出 (参加決定団体の物販内容について、実行委員会からおアシス21 およ び保健所に相談をします。問題があるものについては、個別に実行委員会から かくだんたい れんらく ちやうせい 各団体に連絡のうえ、調整します。)
がつ にち にち 10月22日・23日	わーど こらぼ ふえすた かいさい ワールド・コラボ・フェスタ開催 ※当日に、保健所の確認が入る場合があります。

物品販売の基本ルール

- 1) オアシス21 のテナントで販売しているものと競合しないもので、ふだん日本では手に入りにくい珍しい
ものや、特徴的なものについて、オアシス21 から許可があった場合のみ、販売ができます。
食品の場合は、オアシス21、および保健所から許可の出たものに限り販売できます。
- 2) 食品か、食品でないかに関わらず、すべての品目についてあらかじめ申請が必要です。「物品販売
申請書」に、詳しく書いてください。(申請しなかった物品を当日販売することは認められません。)
- 3) 食品販売については、以下の注意点を守ってください。

販売の注意点

- 1) 販売できるもの
商品に日本語の表示がある包装食品に限り、販売できます。食品の保管は、表示で指定された保存方法に
従って販売し、表示ラベル等の内容については、食品衛生法に基づいたものにしてください。
※輸入食品については、輸入者名(法人・個人を問わない)を明記してください。輸入食品を販売する場合、
輸入者は輸入届出を行う必要があります。詳しくは、厚生労働省ホームページ「食品衛生法に基づく輸入
手続き」をご確認ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html>)

- 2) 販売できないものなど
 - (ア) 試食・試飲はできません。
 - (イ) その場での調理はできません。
 - (ウ) ジュース等、ふたを開けてコップに注いで販売・提供することはできません。
 - (エ) アルコール類の販売・提供はできません。
 - (オ) 手作りのお菓子や、手作りパンの販売・提供はできません。
 - (カ) お弁当やサンドイッチ、加熱されない食品(寿司、生野菜、刺身等)及び、ご飯類の販売・提供はできません。
 - (キ) 鮮魚、生肉、牛乳等の乳製品については、販売・提供はできません。
 - (ク) 可燃性油類(オリーブオイル、アロマオイル等)の販売はできません。